

平成19年5月15日発行

農林水産政策情報センター

トピックス

岩手県 外部評価の施策への反映状況の公表

岩手県は、このほど18年度に実施した外部評価の19年度当初予算への反映状況を公表しました。

18年度県民参加型外部評価システム構築事業として、NPO法人等による、県民との協働事業、グリーン・ツーリズム、「いわてらしさ」の実現に向けた政策等の6テーマを対象とした外部評価の結果が18年9月に出されていましたが、各評価テーマ別に評価実施団体と関係部局が協議を実施し、関係部局において、協議結果を踏まえ今後どのように対応していくかを検討し、「評価結果および提言の反映状況（概要）」として取りまとめています。

<http://www.pref.iwate.jp/~hp0212/seisaku/gaibu/hyouka-kekka18/hanneijyokyo.htm>

千葉県 「ちば2007年アクションプラン」の策定

千葉県は、3月22日に「ちば2007年アクションプラン」を策定し、このほど公表しました。

このプランは、県の中長期的な基本方針である「あすのちばを拓く10のちから（改訂版）」に基づく実施計画であり、19年度に展開すべき事業を取りまとめたものです。アクションプランは、「日本一の安心農林水産物「千葉ブランド」の確立」等の8つの戦略からなる戦略プロジェクトと「国際化に対応した力強い農業の展開」等の32の施策からなる重点施策から構成され、県の政策評価の2本柱の1つであるアクションプラン評価において、本年度終了後にこのプランの目標の達成度等が検証されることとなります。

http://www.pref.chiba.jp/syozoku/b_seisui/keikaku/2007/2007index.html

福井県 「福井元気宣言」の達成状況

福井県では、15年4月から「福井元気宣言」に基づく県政が展開されてきました。4月に「福井元気宣言」実施状況（19年3月確定版）として、これまで、県が実行してきた施策の推移と最終的な数値を取りまとめ、公表しました。それには、「福井元気宣言」に記述されている15の数値目標の18年度末における数値及び達成状況が示されています。そのうち「農業生産法人数・認定農業者数を1.5倍に」等の12の数値は達成されましたが、そのほかの「太陽光発電量を5倍に」等の3つの数値は未達成となっています。

<http://info.pref.fukui.jp/seiki/genki2006/>

長崎県 継続事業評価結果の19年度予算への反映

長崎県は、本年2月に、18年10月実施した18年度継続事業の途中評価結果の19年度当初予算（案）等への反映状況を公表しました。継続事業199件についての途中評価結果、廃止13件、拡充23件、改善134件、縮小29件に対し、19年度予算で、反映できた173件、一部を反映できた17件、反映できなかった9件となっており、廃止の評価結果については、すべて反映できたとなっています。

<http://www.pref.nagasaki.jp/sehyo/h18/detail/reflect.html>

食品トレーサビリティの手引き改訂

当レポートの第31号（15年5月発行）で紹介した「食品トレーサビリティ導入の手引き」が本年3月に改訂され、公表されています。

<http://www.fmric.or.jp/trace/tebiki/release.html>
（社団法人食品需給研究センター）

農林水産行政の推進についての提言

当センターでは、4月25日、平成18年度の調査研究の成果に基づき、今後の農林水産行政の推進について、農林水産事務次官に対し、大河原代表から次のように提言した。

1 官民連携の強化について

(1) 新規業務等に係る官と民との連携の構築

小泉内閣以来、公的業務の民間開放が謳われているが、農林水産分野においては、今後、新しい業務、及び今後事務量が増える業務については、どうしても農林水産省が全面的に対応しなければならないと判断される場合を除き、官と民との連携の構築による業務遂行に前向きに取り組むこと。

(2) 従来業務に係る官民連携の構築について

農林水産省において従来公的機関側のみで実施してきた業務に関し、官と民との連携を構築して業務遂行を行おうとするときには、官の側、民の側、それぞれに利益がある場合でなければ、それまでの公的サービスの水準が低下したり、かえって非効率になったりしかねないので、無理に連携を構築するようなことはしないこと。

2 持続的な畜産業の推進体制について

(1) 双方向コミュニケーションの充実

中山間地域等の条件不利地域では、市町村合併や財政上の理由により、組織、人員が縮小され、農畜産業担当組織や職員の目が行き届かなくなることが懸念される。この流れが変わらないならば、今後、行政機関とこうした地域の農家との間で、必要な情報が相互に伝わらなくなり、適時、適切な対応が求められる場合に必要な措置ができなくなるおそれもあるので、IT等の活用により、行政機関とこうした地域の農家との間で、双方向の情報交換が可能になるような基盤の整備、充実を図ること。

(2) 子供達への働きかけ

非農家の人達の農林水産業に対する理解を醸成することは、従来から今日に至るまで大事な課題である。このため、国や地方公共団体では、各種の農林水産業に関するイベントを開催する等、さまざまな対策が講じられているが、なかなか決め手になるような対策が見つからないのが現状である。これは、こうした人達が農林水産業に触れる機会が少ないまま今日に至っていることが多いということも背景にあるので、今後の長い将来を見据え、子供のときに農林水産業への理解を深めてもらうための取り組みを前向きに行っていくこと。

なお、このためには、教育の現場で教えている先生達が農業のことを正しく理解していることが不可欠であるので、先生達に農林水産業に関する十分な知識を提供し、先生達の理解を醸成する取り組みを充実させていくこと。

3 政策評価について

(1) 我が国の国情に見合った政策評価の実施

政策評価の実施手法は、諸外国においては、行政制度や予算制度に応じたものになっており、また年々進化している。我が国においても、国情に見合った政策評価の制度及び運用とする必要がある。

我が国においては、予算の項目ごとに財務省との密接な意見交換が行われ、その査定を受けており、予算の執行に当たっても、その使途が細かく定められているなど、諸外国には見られない独自の予算編成方式となっている。

この制度、方式を前提として、財務省への予算要求の際に行っている事前評価を、評価サイクルの出発点として、その段階で、政策分野及び政策手段の目標を定め、必要性、有効性、効率性を明確にして、以後これに基づき評価を行うことを基本とする手法により、農林水産政策の評価を実施すること。

(2) 規制影響評価

規制影響評価（RIA）については、事前評価の1類型として実施されるところ、すでにこれを実施している諸国においては、規制影響評価には多くの時間及び資金を要することから、規制を伴う法律、規則、プログラムのすべてについては行っておらず、また、規制影響評価を実施している時間的余裕がない疾病予防等の場合には、暫定的に規制を施行し、事後的に規制影響評価を行っている。

したがって、我が国においても規制影響評価の対象を、例えば、経済的な影響の規模によって限定して、実施するとともに、時間的余裕がない等の場合には暫定的に規制を施行すること。

また規制影響評価の実施に当たっては、定量的に費用便益及び費用効果を評価することを基本とすべきであるが、規制影響評価を実施している諸国において定量的評価のみで費用便益等を評価してはならないこと等から、定量的評価にこだわらないこと。

(3) 評価に当たっての効果の説明

農林水産省で実施される政策手段は、その効果が農林水産省の任務の範囲内にとどまらないものも多いと考えられるので、その効果を説明する際には、他省庁の観点からの効果の説明を依頼するとともに、そのような効果の説明を認めるよう関係機関に働きかけること。

米国の全国家畜個体識別制度について

全国家畜個体識別制度（National Animal Identification System; NAIS）は、家畜の衛生を確保するために、農務省動植物衛生検査局（APHIS）によって2004年から実施されている、連邦政府、州及び産業の協同プログラムである。2006年からシステムの本格的運用が開始されたところから、APHISを訪問し、その趣旨、内容等を調査した。

1. 目的及び趣旨

このプログラムの主な目的は、外国における家畜疾病の発生又は新たに現われる国内における疾病などの家畜衛生に関する突発事態に対して、州及び連邦政府の家畜衛生担当官が迅速かつ効果的に対応することができるよう、包括的な情報システムを開発し、実施することである。

NAISの最終的な目標は、患畜と直接的な接触を持った全ての家畜と施設を、疾病の発見から48時間以内に識別する能力を、州及び連邦政府の担当官に付与することである。

NAISは、任意のプログラムであり、生産者等は参加を強制されるものではない。このようないわゆる官民連携で実施する理由は、APHISによれば、連邦政府だけで実施すれば、産業界及び州からの賛同が得られないであろうし、費用の全てを連邦政府が支出しなければならなくなるからである。

その参加の方法は、次のとおりである。生産者等がその施設を州等の政府に登録し、飼養家畜に識別番号をつけ、その情報を、家畜識別番号を施設識別番号に結び付けた情報システムを管理している企業等に与える。その企業等がUSDAに参加を申し出、そのシステムが一定の基準を満たしている場合に、協同組合契約（cooperative agreement）と呼ばれる正式な契約を結ぶ。この契約の下で、APHISがそのデータを使用する目的、双方の義務などが取り決められる。例えば、APHISは家畜追跡処理システムの開発管理に責任を持ち、民間業者等は無料でAPHISに家畜識別のためのデータを提供するなどである。

2. 実施内容

2006年2月にUSDAから「全国家畜個体識別制度、家畜識別番号による公式な識別方法の管理」が公表され、一般国民からの意見が求められた。それに対し、同制度を義務的なものとするに業界から反対との意見が出された。それらの意見を踏まえ、任意の協同プロジェクトとして実施することとし、2006年4月に「全国家畜個体識別制度、NAIS実施のため

の戦略」が決定、公表された。

NAISでは、①施設の識別、②家畜の識別、③家畜の追跡を次のように順次実施することとしている。

①施設の識別は、NAISの基盤である施設の登録により行われる。基本的に家畜を取り扱う場所は全て対象であり、牧場のほか家畜市場、食肉処理場、レンダリング施設、試験場、展示施設、遺伝学センターなどが含まれる。

NAISに登録した施設には、それぞれ施設識別番号（Premises Identification Number; PIN）が与えられる。

2007年4月現在、全米50州にある144万施設のうち38万5千施設（約27パーセント）の登録が済んでいる。

②家畜の識別は、独自の家畜識別番号（Animal Identification Number; AIN）を使った個別の識別（牛などは耳標）又はグループとして管理される家畜についてはグループ／群れ識別番号（Group Identification Number; GIN）を家畜に割当てることにより行われる。それにより家畜と施設を結び付け、家畜の出生地も分かることとなる。

③家畜の追跡は、家畜が施設から施設へ移動するにつれて、AIN又はGINを移動先のPINと結び付けることにより行われる。AIN又はGIN、受け取り場所のPIN及び家畜が到着した年月日の情報が集められ、患畜と接触した家畜と施設の48時間以内の特定という目標達成に向けられる。

産業界及び州によって所有及び管理されている家畜追跡データベース（Animal Tracking Databases; ATDs）により、家畜の移動を記録し、USDAがその全てを結んで、家畜追跡処理システム（Animal Trace Processing System; ATPS）と呼ばれるシステムを構築する。

3. NAISの実実施計画の里程標等

- ・2005年8月：50州及び2準州での施設登録システム運用開始
- ・2006年3月：個別家畜識別番号管理システム運用開始
- ・2006年6月：家畜追跡データベースの協同組合契約開始
- ・2007年1月：施設の25パーセント登録
- ・2007年2月：家畜追跡データベース及び家畜追跡処理システム運用開始
- ・2008年1月：施設の70パーセント登録
家畜の40パーセント識別
- ・2009年1月：施設の100パーセント登録
新生家畜の100パーセント識別
1歳以下の家畜の60パーセントの完全な移動データ

（永山）

出張報告

市場化テスト 大阪府の官民連携の試み

以下の報告は、平成19年3月に当センター永山が大阪府庁を訪問し、調査した結果を取りまとめたものである。同庁のご協力に心から感謝申し上げます。

1. 大阪版 PPP 改革

大阪府においては、大阪版PPP改革として、行政の業務について、①民間開放（府が担うべき事業について、その業務の全部又は一部を民間に委ねる取組）、②民間活力（ノウハウ、資金等）の活用（府の施策及び組織運営に、民間のノウハウや資金、人材を活用する取組）、③協働（府が独自の行政サービスとして実施してきた事業等を民間と協働・連携する取組）の3形態で取り組んでいるところである。

このうち、民間開放の事業例としては、指定管理者制度、PFI事業、業務の民間開放に加えて、大阪版市場化テストが検討されている。

2. 市場化テストの基本原則

大阪府における市場化テストは、“効率・協働・分権の地域主権改革”の実現を目的としている。平成17年6月に策定した「大阪府市場化テストガイドライン」では、次の5つの基本原則を提示している。

- ①住民負担最小化・住民便益最大化の原則
- ②民からすすめる地域協働の原則
- ③地方分権実質化の原則
- ④行政責任堅持の原則
- ⑤雇用確保と行政効率化両立の原則

3. 2 類型の設定

このガイドラインでは、官民競争型と提案アウトソーシング型の2つの類型を設定している。

- (1) 官民競争型とは、知事部局等が直接事業執行に当たっている事務事業について、当該事務事業の全部又は一部について入札により委託をするに当たり、行政部門と民間事業者等が同一の条件の下に競争を行うものをいう。

- (2) 提案アウトソーシング型とは、現行の行政コストやサービス水準を上回る効果が期待されると判断した事業について、知事が民間事業者等に対し提案を公募し、包括的に委任するアウトソーシングをいう。

このうち、官民競争型については、官側の間接経費が出せないで民とのイコールフットィングとならないなどの理由により、今後の検討課題としている。

4. 提案アウトソーシング型の検討状況

提案アウトソーシング型については、現在までのところ次のように検討が進んでいる。

- (1) 平成19年1月に大学教授、公認会計士等の外部有識者で構成する「大阪版市場化テスト監理委員会」を設置した。
- (2) 2月に同委員会に対し、現在提案アウトソーシング型での実施を検討している業務として、職員研修、自動車税事務所の催告事務、高等職業技術専門校のテクノ講座、申請書の受付やチェック等の窓口業務、出資法人への委託業務を提示したところである。
- (3) 4月には同委員会において対象業務の選定が、5月にはその公表とともに実施方針の策定が行われる予定である。

5. 今後の検討事項

入札の際の基準点や評価点をどうするか、事業執行のモニタリング方法、事故等の場合の責任の取り方などは、今後決定されることとなる。

なお、今回提案されている業務が民間事業者等において実施されることとなった場合は、その業務に従事していた職員の処遇について、配置転換により対応することとしているとのことである。

6. 調査者の感想

大阪府の市場化テストにおいては、これまでのところ民間開放する業務を府庁の視点から限定して進めていると見えた。府民への最終責任が府にあるとの基本認識からは、当然のことではある。対象業務の選定と実施が今後どうなるか興味深い。（永山）

編集後記

最近、大学のクラス会、同じく大学のクラブの同期会、そして高校の同窓会と、立て続けになつかしい仲間達との会合がありました。

かつては天下国家を論じていた若者達も、今は年齢相応に、年金、髪の毛、ゴルフなどを話題に話に花を咲かせ、締め歌では気持ちが一つになりました。寮歌であり、クラブソングであり、校歌であったのですが、30～40年ぶりにもかかわらず、歌詞も見ないで歌っている自分が驚きでした。

大学紛争世代の仲間達のこれからの人生に対する抱負も聞くことができ、心強くなりました。（伊藤）

AFFPRI report

平成19年5月15日 No.79

(財)農林水産奨励会・

農林水産政策情報センター

〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-13

三会堂ビル 9階

TEL 03・3568・2107

FAX 03・3568・2108

URL <http://www.affpri.or.jp/>